

伴走支援型借換支援資金

(ア) 融資条件等

令和5年9月1日現在

融資対象者	<p>県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当し、かつ、金融機関からの継続的な伴走型の支援を受けるもの。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること ※ 新規融資のみでの利用は、令和5年9月末までに市町村に認定申請し、令和5年10月末までに保証機関が保証申込受付したものに限り。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能。</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること</p> <p>(3) 次の①又は②iからivのいずれかに該当すること</p> <p>① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。</p> <p>② i 最近1か月間の売上総利益率が前年同月の売上総利益率と比較して5%以上減少していること。 ii 最近1か月間の売上総利益率が直近決算の売上総利益率と比較して5%以上減少していること。 iii 直近決算の売上総利益率が直近決算前期の売上総利益率と比較して5%以上減少していること。 iv 最近1か月間の営業利益率が前年同月の営業利益率と比較して5%以上減少していること。 v 最近1か月間の営業利益率が直近決算の営業利益率と比較して5%以上減少していること。 vi 直近決算の営業利益率が直近決算前期の営業利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>※ 国の伴走支援型特別保証制度に対応</p>																				
使 途	運転資金・設備資金																				
融資限度額	1億円																				
利 率	1年以内：年1.4%，1年超3年以内：年1.6%，3年超5年以内：年1.7% 5年超10年以内：年1.9%																				
保 証 料 率	○融資対象者(1)，(2)の場合 年0.10%																				
	○融資対象者(3)の場合 保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。(単位：%)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.51</td> <td>0.36</td> <td>0.21</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率(年0.10%)となります。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.51	0.36	0.21	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	0.51	0.36	0.21	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10												
割引料率	鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は、0.1%割り引きます。 ※ 該当する場合は登録証の写しが必要です。																				
融 資 期 間	10年以内(うち据置5年以内)																				
償 還 方 法	毎月均等分割																				
申 込 先	金融機関																				
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)																				
借入申請に必要な書類	◇中小企業制度資金融資申込書(要綱1号様式) ◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇特定中小企業者認定書(融資対象(1)，(2)の場合) ◇売上高減少要件確認書(融資対象(3)①の場合) ◇売上総利益率減少要件確認書(融資対象(3)②i～iiiの場合) ◇営業利益率減少要件確認書(融資対象(3)②iv～viの場合) ◇経営行動計画書 ◇鹿児島県SDGs登録制度の登録を受けている場合は登録証の写し ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類																				
取 扱 期 間	令和6年3月31日までに保証申込受付されたもの																				

○連帯保証人・担保については、保証機関の定めるところによります。

○既に借り入れている資金の借換えや新たな資金の融資が可能かどうかについては、金融機関または保証機関へお尋ねください。

(イ) 融資の流れ

